

平成27年11月26日から
平成27年11月26日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成27年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

第1号（11月26日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第69号 工事請負契約の締結について	5
閉議の宣告	11
閉会の宣告	12

平成27年標茶町議会第3回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年11月26日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第69号 工事請負契約の締結について

○出席議員（13名）

1番 櫻井一隆君	2番 後藤勲君
3番 熊谷善行君	4番 深見迪君
5番 黒沼俊幸君	6番 松下哲也君
7番 川村多美男君	8番 渡邊定之君
9番 鈴木裕美君	10番 平川昌昭君
11番 本多耕平君	12番 菊地誠道君
13番 館田賢治君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田裕二君
副 町 長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
住民課長	松本修君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
教 育 長	吉原平君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから、平成27年標茶町議会第3回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(館田賢治君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
7番・川村君、 8番・渡邊君、 9番・鈴木君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(館田賢治君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(館田賢治君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせて行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、本年度から着工予定である「標茶町一般廃棄物エネルギー回収推進施設建設工事」について、本町では、はじめて実施した総合評価一般競争入札方式による業者選定を行った結果、落札者が決まり、業務工程の期間確保のため早期に「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例」により工事請負契約について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたくと存じます。

なお、次の4点について補足をいたします。

1点目は、在沖縄米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてであります。

在沖縄米軍による矢臼別演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施につきまして、北海道防衛局から通知がありましたので、その訓練規模並びに対応を含めましてご報告いたします。

本年度につきましては、10月27日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、11月25日から12月6日までのうち10日間、人員約430名、車両約100両、砲数は155ミリ榴弾砲12門という内容でありました。

このことを受けまして、11月9日に北海道と関係4町で構成する「矢臼別演習場関係機関連絡会議」として、矢臼別演習場における在沖縄米軍の訓練が固定化されないことと合わせて、夜間訓練の自粛、安全対策の徹底、情報提供と訓練の公開、規律の維持、騒音対策として住宅防音区域の拡大の要請を、北海道防衛局に対し行ったところであります。

また、町といたしましては、状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図るため、11月13日に「標茶町米海兵隊実弾射撃訓練対策本部」を設置し内部体制を整えてまいりました。

なお、住民に対する今回の訓練内容の情報提供につきましては、新聞折り込み並びに農家ファックスにより行なってまいりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、JR釧網本線ダイヤ改正についてであります。

JR釧網本線ダイヤ改正に係る対応についてご報告を申し上げます。

本件の概要につきましては、10月19日の全員協議会において説明をさせていただきましたが、このたびJR北海道本社から釧網本線の運行本数の減便について通知を受けたところであります。

その内容としては釧網本線の標茶駅を通過する上下16便のうち釧路駅11時46分発、標茶駅12時37分着、同38分発、川湯温泉駅13時18分着と折返しで川湯温泉駅13時40分発、標茶駅14時21分着、同25分発、釧路駅15時17分着の2便の運行を減便とするものであります。

経営の合理化を進めるJR北海道が来年3月のダイヤ改正にあわせ、1日当たりの利用者数が極めて少ない（おおむね10人以下）便を対象としており、老朽化車両の修繕費増加などを理由に挙げ鉄道事業の抜本的改善を目指す、JR北海道の経営方針によることとありますが、減便が実施された場合には、釧路市への通院、おおぞら10号（釧路16時

18分発)への接続、約5時間の空白時間ができることによる生活面、観光面の影響が考えられます。

町としては、この間、地域の公共交通機関を守る立場から釧網本線沿線の同利活用協議会に結集する市町村(釧路、オホーツク管内)とさらには、根室本線沿線の市町村(釧路、根室)とも情報交換を行いながら、対応を検討してまいりました。

その結果11月24日、25日の両日にわたり、釧網本線沿線市町村長、根室本線沿線市町村長並びに釧路地方総合開発促進期成会との共同による、JR本社への要請を行い、さらに北海道、北海道議会(各党派)、北海道運輸局に対して説明し、理解と協力を求めたところであります。

今後におきましても、地域住民の公共交通機関としてのJRの役割は重要であることから、議会の皆様と情報の共有に努め、関係市町村と連携をとり、対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、東京・標茶ふるさと会の開催についてであります。

去る11月15日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果をご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町にゆかりのある方々が組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足され、今回が18回目の総会となり、当日は、会員68名、町並びに町内関係機関からの13名の参加により、相互交流を図りながら盛大に開催されました。

また、会場内では、町観光協会による物産品の展示販売も行われ、にぎわいを見せられました。

町といたしましては、標茶町の応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、会の主体性を尊重しながら、どう係わりあって行けば良いのか、会員の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、交流会の開催にあたり、農業協同組合、商工会、森林組合、観光協会様から抽選会の景品をご提供いただきましたことに、感謝を申し上げます。

4点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

この度、地方自治法第180条に基づく、損害賠償について、専決処分をいたしましたので、ご報告をいたします。

平成27年10月18日午前9時頃、虹別ひまわり保育園前の砂利敷き町有駐車広場内において、住民が運転する車両が、配水管が埋設される地点を通過したとき、車両前方のバンパーを損傷したものであります。

事故原因に関する現地調査の結果、配水管路上の砂利が降雨により流出したことや、車両通行により出入り口付近に地盤の高低段差ができたことにより、今回の事故が発生した

ものであります。

事故発生箇所につきましては、直ちに段差箇所の補修を行い、安全対策を講じるとともに、工事方法並びに安全対策等の再発防止策をとったものであります。

日頃から、職員に対し施設等の安全管理について、指示しているところでありますが、安全点検をはじめ、必要な注意喚起を含め一層の安全対策に努めてまいる所存でありますので、ご理解願いたいと存じます。

以上で、本臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただ今の口頭による行政報告に対しまして簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第69号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第69号を議題といたします。

本案について提案内容の説明を求めます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

資料をお開きください。

議案第69号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 標茶町一般廃棄物エネルギー回収推進施設建設工事です。

資料へ参ります。

工事概要は、施設規模8時間で8トンの燃焼能力。処理方法はストーカー炉、処理対象物は一般廃棄物でございます。

工事場所は、標茶町開運9丁目22番地です。契約金額は、14億9,040万円。契約の方法は、総合評価一般競争入札でございます。入札の執行日は、平成27年11月6日。参加業者の状況は、株式会社アクトリー、三井造船環境エンジニアリング株式会社、株式会社協和エクシオの3社で総合評価を行いました。

議案書に戻りますが、契約の相手方、千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1、三井造

船環境エンジニアリング株式会社、代表取締役 福井 馨。竣工予定日は、平成30年3月20日です。新規・継続の別は新規でございます。備考として、予定価格19億5,480万円で事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 質問いたします。契約の方法、総合評価という部分で具体的にお知らせ願いたいのと、契約の相手方の仕事の実績と、もし分かっていたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。総合評価方式ですけれども、公共工事に関しましては、公共工事が減少している中で価格競争が激化し著しい低価格による入札、工事中の事故や、手抜き工事などの発生、下請け業者へのしわ寄せなど品質低下に係る懸念が顕著になり、平成17年に公共工事の品質確保の推進に係る法律が施行され、公共工事の品質は経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定をしております。地方自治法施行令にも定められております価格のみだけではなく、その他の要素も評価いたしまして、標茶町に1番有利な条件で施工していただける業者を選定するというところで、総合評価落札方式を導入した次第であります。

また、環境省の入札契約の手引きにおいても導入すべきとされているので今回総合評価方式一般競争入札を採用させていただきました。

総合評価の評価項目でございますけれども、周辺環境に配慮した施設、安全性等を総合評価の点数といたしております。

業者の実績ですけれども、直近のものにつきましては平成20年に愛媛県ですけれども上島クリーンセンター、これが1日8トンの処理能力の施設を整備しております。また、平成26年の3月に赤磐市で、日22トンの焼却施設を建設している業者でございます。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういう意味では北海道での仕事の実績というのは。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 私のほうからお答えいたします。事業としましてですね、北海道の事業としまして、建設についてはさきほどの2件が本州のほうでなんですけれども。維持管理の部門です、北海道で4基の廃棄物処理施設を維持管理しているということで事前の技術提案を受けております。

1件が別海のバイオガスの処理ですね、発酵、ふん尿のメタンを利用した発酵処理のプラント。あともう一つが中空知の衛生施設組合。こちらのほうでも生ごみのメタンの発酵施設です。あと江別市では、環境クリーンセンター。こちらに関しましては維持管理業務を運営している。あとは西胆振のほうで、これも建設から維持管理まで一括して受注した施設を行っているということでございます。

○議長（舘田賢治君） 他にご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 私のほうから、先ほど課長が説明された総合評価一般競争入札というのを理解した上でお聞きしたいのですが、もともとこの施設に関しては当初の予算は13億8,000万円くらいだったのではないかと記憶しています。それが施設の工事、まあいろんな費用がかさむということで確か今回の予定価格程度に引き上げた経緯があると思います。

今回、入札の結果を見ますと予定価格からみると23%くらいダウンしている感じですか。4億6,000万円ぐらい。かなりの数字なものですから、先ほど課長が言われたようにダンピング等による品質低下等も考えた場合に本当に大丈夫なのかということが1点と、もう一つはですね、この最低制限価格とかは当然、設計・施工の範囲ですから理解はしますが、最低制限価格とかそういう設定は考えていなかったのかお聞きします。

○議長（舘田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。今回の施設につきましては、平成26年の1月に循環型の地域計画を作成する段階で、主な焼却炉を建設している会社等に案内をいたしまして参考といたしまして見積もりということで、それを参考に、ただいま熊谷議員が申されましたように、計画書では13億6,400万円の計画であります。

その後、政府の経済対策でアベノミクス、それから2020年の東京オリンピック開催が決定とかそういう社会的な要因がありまして、再度見積もりを徴収したところ26年の11月段階では、おおむね20億円という参考見積りが提出されたところであります。その後再度3月にですね、技術提案書の作成を委託しているコンサルのほうで再度業者に調査したところ、今回の予定価格まで若干ですけれども予定価格が下がったということでございます。

今回の予定価格の設定につきましては、ただいま言った技術提案方式で業者からの見積書を参考にするとともに、近隣で行われている同じような焼却施設の実績等を参考にしながら、決めるとともに学識経験者の先生の意見も聞いて決定したところでございますけれども、その中で低入札価格調査の設定について先生にご意見をいただいたところ、町が告示している見積設計図書に対しての技術提案書の審査を十分行うということで低入札価格の設定は必要ないのではないかとのご意見をいただいて、今回の入札につきましては低入札調査価格は設定しておりません。

○議長（舘田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 契約のほうにつきましては建設課のほうで工事の監督等を担当していますので、私のほうからダンプの件についてご説明申し上げます。

契約後はこれから実施設計というふうに入るのですが、その際にですね入札前に先ほど言いました仕様、その部分が技術提案で受けております。どういう内容にするかというのを。そのことが十分この実施設計に反映されているか、その辺の確認を監督することがまず一つ。あと施工管理の部分でも仕様書に基づいた形になっているかということのをこれから十分行うということで、非常に満足した建設が可能かと、そういうふうを考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。先ほど来、両課長から説明がありましたが、各項目にわたって技術審査等も行ってきたところであります。

その中でまず、安全第一ということで進めておりますけれども、先ほどありました専門家、全国でそれぞれの事案に関わっている専門家2名の方のご意見も伺いましたが、その中で十分これで対応できるということでの回答を得ておりますので、運転それから環境面についても十分こなせると。そして今回技術提案を受けておりますからその提案内容が主な内容でありますので、それをきちんと履行するように管理をしていくということでいきまして、それについては安心だというふうに私どもは理解しているところでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） それは理解します。ただそれであれば当初予定価格を決めるときコンサルかどこかの見積もりを持っているのだと思うのだけど。それとあまりにもかけ離れていますよ。いま言われた審査した先生方がこれで十分だということであれば、当初からこの予算でも良かったのではないかという気がしてしまう。それについてはどうですか。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。それぞれ経済情勢等含めてトン1億8,000万円程度というところでありましてけれども。一方の見方で、これも専門家の先生のお話でありますけれども、現状、相場としてはトン1億から1億5,000万円というところが一つの見方としては妥当なところでありまして。参考見積もりを出した部分とそれから一般的な部分と両方ありますけれども。今回最終的な提案を精査した中での提案をしたのが今回の内容でありますので、これが全国的な部分でみましても大きな遜色はないという形での説明を受けていますので、その点で私どもも心配はないというような判断をしたところでございます。

○議長（舘田賢治君） 他に質疑ありませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 先ほど説明の総合評価方式というのはこれからの自治体の入札行為等々に取り入れていくのではないかなというそういう思いがありますが、説明の中で実施要項にもでておりますけれども、先ほど説明で先生にご相談したというのは学識経験者のことだと思っておりますが、実施要項には2名以上の学識経験者に意見を聞くことができる、もしくは相談できる。今回、先生というのはどちらの方を対象に学識経験者の意見を聞かれたかという点ですね。それと今回の契約方法の中で、2年と数か月、長期にわたる期間ですから当然、設備、建築等々、外構、地元企業の参入という機会も当然、行政として、元請けはこれから行政としていろんなことでやっていかなければならないのではないかと。地元経済のために。そういった点についてはどのように捉えているか。この2点だけお伺いします。

○議長（舘田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 今回の総合評価一般競争入札に関わる学識経験者の選定についてですけれども、はじめ、環境関係で大きな団体であります日本環境衛生センターを選定いたしましたして、そちらのほうに打診しましたところ国内の廃棄物関係に伴う研修生を主催して、行政・民間とともに廃棄物業務に従事する方々が多く資格を有する団体でございますけれども、一般財団法人のほうに照会をいたしましたところ、学識経験者1名を派遣していただけるということで回答を得ました。

また、法令では2名ということですので、もう1名の方をご紹介いただけないかといったところ、廃棄物専門の福島大学大学院教授である樋口先生が会長を務めるNPO法人環境技術支援ネットワークから紹介をいただきました、先生を2名委嘱したところでございますけれども、1名の方につきましては、安田先生という方は、東京都立大学大学院工学科を卒業され長野県広域ごみ処理検討委員、富士市ごみ処理検討委員、横須賀市ごみ処理検討委員など多くの委員で活躍されている先生でございます。

もう1名、日本環境センターにつきましては藤原先生で、日本環境衛生センターの企画再生エネルギー事業部門の課長でございますして衛生工学技術部門の技術士でもおられます。藤原先生につきましては、千葉県廃棄物減量等推進審議会の委員、佐渡クリーンセンターの長期包括運營業務のプロポーザル委員等、数多くの委員として活動されている委員でございます。今回標茶町の総合評価につきましてはこの2名の方を学識経験者としてお願いいたしました。

また2年の長期にわたる工事ということで、町内経済の波及効果ということでございますけれども、今回、総合評価一般競争入札の中の非価格要素の中の評価項目の中に地元企業への貢献度という項目を設けまして、若干その辺の配分を多くしてございまして、町内業者への経済利活用はどうかという項目も設けまして設定しております。その中で業者につきましては町内の各企業等に見積書の提出を依頼してそちらから見積書をとって、地元企業を活用したいということで説明を受けておりますので、十分、建設にかかる波及効

果が町内にもいい形で及ぶと考えております。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 後段の地元参入については是非そういう方向で地元企業に対するという面では是非お願いをしたいし、また業者等もそのことを期待していると思うところでもあります。

落札方法の契約内容等々につきまして今回第1回初めての総合評価方式、これがですね、これからですよ、総合評価方式を取り入れる場合に学識経験者を選択の方法がたまたま今回は、廃棄物等々における先生方を打診もしくは紹介していただいたと。この場合の選択の仕方というのは基本的には学識経験者はいらぬときもある、相談しなくても出てくる物件があり得る、もしくはそういう専門的な分野の先生方、学識経験者をお願いする場合に、もしくは環境省・国土交通省等々に照会することもあり得るということによろしいですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。今回、標茶町で初めて総合評価一般競争入札方式をとりましたけれども、これにつきましては先ほど来、説明ありましたように価格面だけでなく、今までは指名競争入札が主体となってやっておりましたけれども価格面だけでなく、先ほどありましたように1番大切なのは安心・安全というところが主体であります。

それと補助機関であります環境省からの指導等もありまして、今回その方式をとらせていただきました。ただ、これにつきましては特別なケースというような、私ども捉え方をしておりますので、今後全てこの総合評価一般競争入札をするということではございませんので、それをご理解いただきたいと思っております。それといま言いました専門家が必要だということになりましたら、それはそのケースによって必要な場合にはそれをお願いしなければならないというふうには思っております。基本的な入札方式については、今回は特別な取り扱いという形で進めておりまして、今後につきましては基本的には従前どおりの入札方式をとってまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 他に質疑ありませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 1番、櫻井です。今、ケースバイケースでこの総合評価一般競争入札を用いるということですが、この時と場合というか、一部ではこの方式、一部の入札では価格での評価と。この二つの方式を標茶町では採用していくと、こういうことによろしいでしょうか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。今回の入札方式をとったのは、特に環境面

を重視した部分というのがあります。それは先ほどありましたように価格面だけではジャッジがなかなか難しいというか価格を重視したときに環境面はないがしろにしているのかということではなくて、今回は技術部分が60%、価格部分が40%ということで技術部分を重視していております。

そこの中で標茶町の生活や生産を守る、環境をどのように守っていくかということをし、そこの中で表現し、実行していくということを主眼にしております。そういう部分のところで今後そういうような事案があった場合には、価格だけでは判断できないというようなことがあった場合には、その方法を選択する場合もあるということであり、基本的には競争原理を働かせながら入札を執行していくということが基本形でありますので、その辺についてはご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今後、標茶町としても何かそういう大きなプロジェクトがあったとするならば、またそれはそれでこういう評価方式もあるのかなど、このように理解いたしました。それでこの総合評価一般競争入札のマニュアルというものはあるのですね。そこだけ確認したいと思っております。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。国土交通省のほうで総合評価実施マニュアルというものを作成してございます。

○議長（館田賢治君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、平成27年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。

（午前10時41分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 7 番 川 村 多美男

署名議員 8 番 渡 邊 定 之

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美